

平成 29 年 12 月 20 日

お客様各位

帯広信用金庫

預金規定の一部改正について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年（2018 年）1 月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、当金庫では平成 30 年 1 月 1 日より預金規定を改定させていただくこととしましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改定内容

「休眠預金等活用法に関する追加規定」として、「預金等取引追加規定集」に追加しました。

「休眠預金等活用法に関する追加規定」は、休眠預金等活用法にもとづき、当金庫の各預金等取引規定の追加規定として定めるものです。

「休眠預金等活用法に関する追加規定」における規定事項

- | |
|----------------------|
| 1. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 |
| 2. 休眠預金等代替金に関する取扱い |

2. 原となる預金規定等

当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）、普通預金（決済用普通預金（無利息型）含む）規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、（自動継続）期日指定定期預金規定、（自動継続）自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、（自動継続）自由金利型定期預金規定（大口定期）、（自動継続）変動金利定期預金規定、定期預金共通規定、積立定期預金規定、定期積金（スーパー積金）規定、定期性総合口座取引規定
--

※休眠預金等活用法の詳細につきましては、内閣府ホームページでご確認ください。

※改定後の預金規定等につきましては、当金庫の営業店窓口へお申し付けください。

以上